

岡山県健康の森学園支援学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

いじめの定義

○児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに関する現状と課題

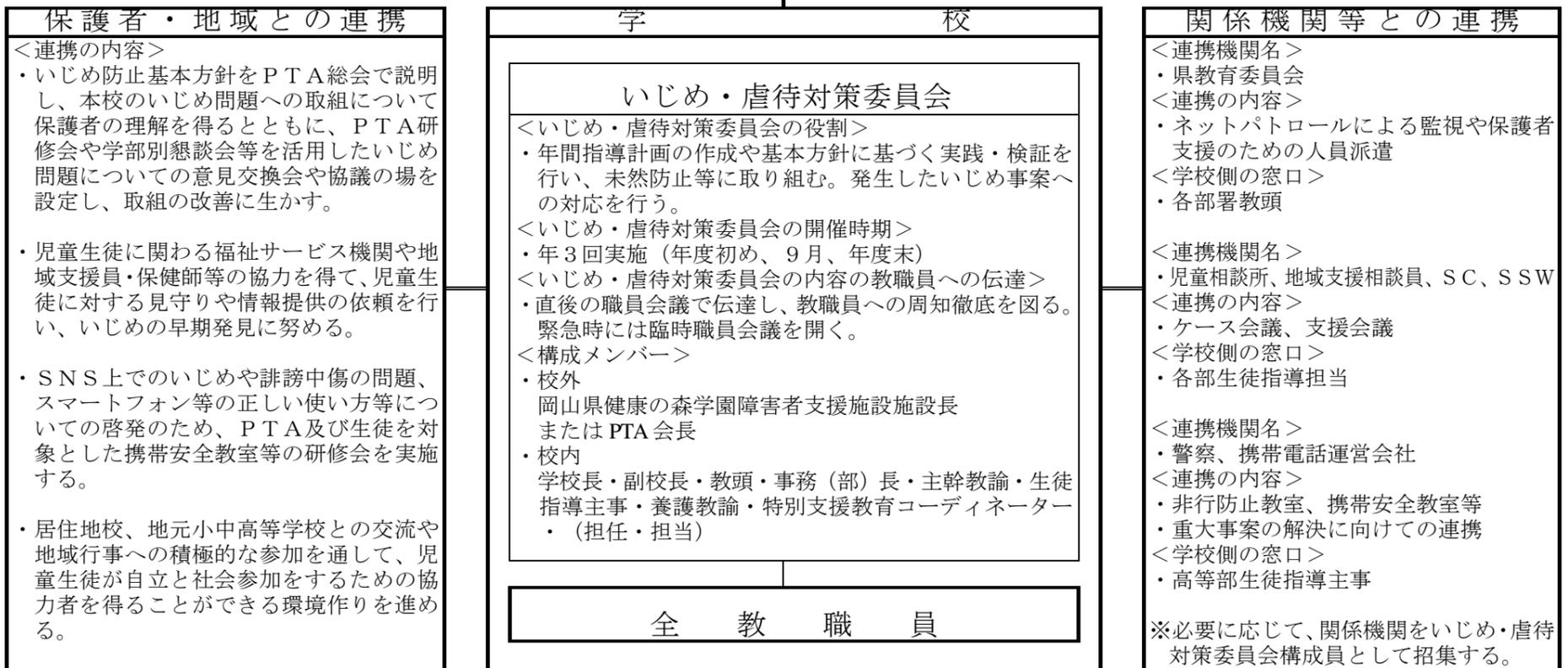
- ・本校の児童生徒は、いじめに対する加害・被害の自覚が薄い場合やいじめられていることが認識できないこともある。周囲の状況等から客観的にいじめの有無を確認する体制づくりが課題である。
- ・高等部では携帯電話やインターネット・スマートフォンを利用している生徒もいる。そのため、SNS上などでのいじめや誹謗中傷を未然に防止するためにも、専門家等の活用を含めて、継続的に正しい利用方法の指導に取り組んでいくことが課題である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめを未然に防止するために、交流活動や体験活動の場を多く取り入れ、児童生徒の主体的な活動と活躍の場を提供し、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめの有無を客観的に判断する必要性から、いじめ・虐待対策委員会は校内外を含め幅広い人選で臨み、包括的・客観的にいじめの有無を判断する。
- ・いじめの早期発見に向けて、いじめに特化した保護者アンケートを定期に実施し、学部間での児童生徒に関する情報交換を密接に行うことで、情報の共有化を図る。

<重点となる取組>

- ・本校児童生徒の特性を考慮したいじめの定義を教職員・保護者で共通理解し、教職員の認知能力の向上を図るために長期休業中には研修を実施する。
- ・児童生徒が集団としていじめを未然に防止する力を育成するために、集団の中での役割を自覚し、責任を果たすことで自己有用感や充実感を得られる活動を展開することで「絆づくり」を進め、人間関係力の強化を図る。



学 校 が 実 施 す る 取 組

①	いじめの防止	<p>【教職員研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上に向け、特別支援学校におけるいじめ問題の研修を長期休業中に実施する。 ・携帯電話やスマートフォン等の正しい利用の仕方についての研修を、児童生徒・保護者・教職員が受講する。 <p>【児童生徒の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止に向けて、児童生徒が集団としていじめ防止に取り組むよう集団機能を高めることを目的として、自己有用感や充実感を味わえるような集団活動の場を設ける。 <p>【児童生徒に関する情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校には自分の意思を十分に人に伝えられない児童生徒もいることを想定し、日常生活の中でいじめ防止の観点から児童生徒のきめ細かい情報収集に努め、各部署で共通理解を図り、いじめを見逃さない学校づくりを進める。 <p>【情報モラル教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS上でのいじめや誹謗中傷を防止するため、情報機器の利便性ととも情報扱うことの危険性と責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルの講座を生徒を対象として実施する。
②	早期発見	<p>【実態把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の児童生徒の変化を見逃さないよう、計画的にアンケートや教育相談を実施し、各部署間で情報交換を密接に行う。 ・身体のだざ、傷、けがなど身体の変化にいち早く気づき、その原因の特定を早急に図る。 ・自傷や他害の事案や傾向を記録に残し、いじめの有無の判断材料とする。 <p>【相談・観察体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者がいつでも、どこでも、誰とでも気軽に児童生徒の変化について相談できる教職員体制を構築するとともに、教職員間でいじめに対する認識が共通理解されている組織作りを目指す。 ・アプリ「STANDBY」を活用したいじめや悩みについて第三者に相談できる体制を構築し、教師や保護者に相談できない問題の早期発見・早期対応を図るとともに、生徒の重大事態の未然防止につなげる。 <p>【家庭への啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の校内での人間関係や生活の様子の変化が見られたときには連絡帳等で家庭に連絡し、家庭と学校が一体となって児童生徒の様子の変化にいち早く気づくことができる体制作りを構築する。 ・定期実施の保護者対象のいじめアンケートについて、保護者に結果を報告する。
③	いじめへの対処	<p>【いじめの有無の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校の児童生徒がいじめの被害を受けているまたは加害している疑いがもたれた場合、直ちに情報を集約し、事実の客観的確認を行う。 <p>【いじめへの組織的な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実の有無の客観的確認と早急な解決に向けて、いじめ・虐待対策委員会を開催する。 <p>【いじめられた児童生徒への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実が確認できたときには、いじめられた児童生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、該当児童生徒及びその保護者に適切な支援を行う。 <p>【いじめた児童生徒への指導支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童生徒に対しては、いじめが絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるとともに、加害の自覚が薄いことも考慮して繰り返し指導支援を行い、同じ行為が繰り返されないよう一般化につなげる手立てを講じる。

